

鳥取県告示第二百七十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により昭和三十五年六月三日から豚その他豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として山口県を指定する。

昭和三十五年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別 表

昭和三十五年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十一号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

「一万円」とあるのは「三万円」とし、第二中「十分の二」とあるのは「十分の九」とする。
二 政令第三条に規定する地域以外のものについては補助金交付要綱第二中「十分の二」とあるのは「十分の五」とする。

附 則

この要綱は、昭和三十四年度の補助金から適用する。

一 申請人の住所氏名

松江市東本町一丁目三三

山陰労働金庫理事長 原 立市

二 道路の位置指定場所

米子市河崎字大水落沖

三三〇九の八の一一部

三三一二の二の二部

三三一五の八の一部

三道幅員及び延長

幅員 四メートル 延長 三八五メートル

鳥取県告示第二百六十九号

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に関する補助金交付特例要綱を次のように定める。

昭和三十五年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害（以下「水害等」という。）を受けた地域に対する鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和三十四年十一月鳥取県告示第六百三号。以下「補助金交付要綱」という。）の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。

一 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法施行令（昭和三十四年政令第三百六十七号。以下「政令」という。）第二条に規定する地域に発生した水害等にかかる被害共同利用施設の災害復旧事業については、補助金交付要綱第一中「十

八月及び九月の風水害を受けた農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に関する補助金交付特例要綱

（鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の特例）

金交付特例要綱

（鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱）

共同利用施設の災害復旧事業に関する補助金交付特例要綱

実施期日	実施の区域	実施の場所
六月八日	米子市加茂、巖	各豚舍巡回注射
"	西伯郡会見町手間	"
九日	米子市加茂、河崎、大篠津	"
十日	" 大篠津	"
十一日	" "	"
十九日	米子市全域	"
二十日	" "	"
二十一日	米子市住吉、和田	"
二十二日	" 福生、福米	"
一 頁 下 13	六月一から	六月一日から
	正誤行段	正誤

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

署行 鳥取県鳥取市東町一丁目
 刷鳥取市東町一丁目
 所鳥取市東町一丁目
 取鳥取市東町一丁目
 県 印刷所